

リスク管理態勢

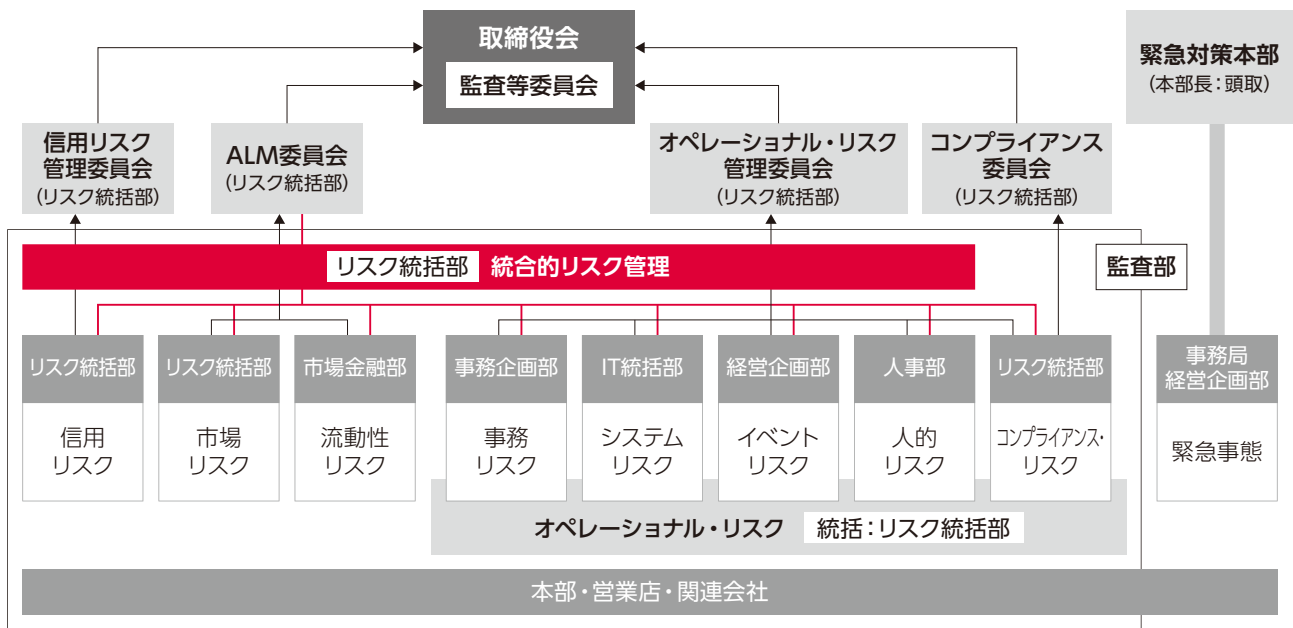
～経営の健全性の維持と収益性の向上を目指します～

リスク管理に関する基本的な考え方

当行では、リスク管理を経営の安定性・健全性を維持するための最重要課題として位置付け、取締役会を頂点とするリスク管理態勢を構築しています。

具体的には、管理すべきリスクの種類を、信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナル・リスクに分類し、各管理主管部署を定めています。

リスク管理体制図(2021年7月1日現在)

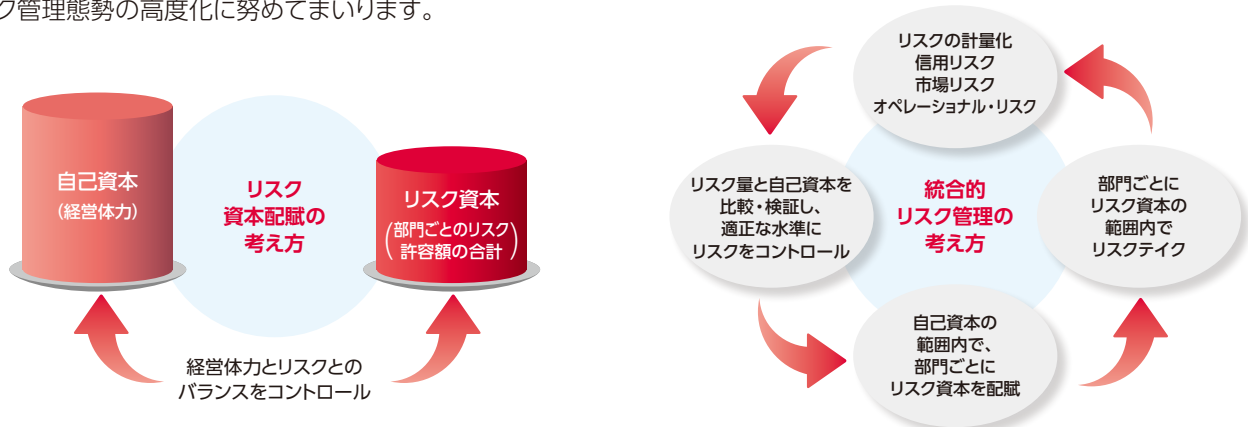


- はリスクをVaR等の統一尺度で計ることにより、各種リスクを統合して管理する態勢
- は各主管部のリスク管理状況を報告するライン
- は緊急事態発生時にトップダウンにより指示するライン

統合的リスク管理態勢

統合的リスク管理とは、当行が直面するリスクに関して、それぞれのリスクカテゴリーごとに評価したリスクを総体的に捉え、それを経営体力(自己資本)と比較・対照することによって経営の健全性維持を図るリスク管理をいいます。当行では、半期ごとにあらかじめ自己資本の範囲内で各リスク部門に対するリスク資本(リスク許容額)を配賦し、各部門はその範囲の中で積極的なリスクテイクを行う態勢をとっています。

当行は、経営の健全性を確保しつつ、収益性の向上および効率的な経営資源の活用を行っていくため、引き続き統合的リスク管理態勢の高度化に努めてまいります。



※ リスク管理については、資料編P23～27にも掲載しています

<p>信用リスク</p>	<p>信用リスクとは、お取引先の倒産や経営状態の悪化により、貸出金などの利息や元本の回収が困難になり、損失を被るリスクをいいます。</p> <p>当行の信用リスク管理は、「内部格付制度」をベースとして、「個別案件の厳正な審査・管理（ミクロの信用リスク管理）」と、「信用リスクの計量化によるポートフォリオの管理と適切な運営（マクロの信用リスク管理）」、および「厳正な自己査定とそれに伴う適切な償却・引当の実施」を基本に行っています。</p> <p>また、信用リスクに対し資本配賦を行い、モニタリングすることで、経営体力（自己資本）の範囲内にリスク量をバランスさせています。</p>
<p>市場リスク</p>	<p>市場リスクとは、金利、為替、株式等のさまざまなリスクファクターの変動によって、当行の資産・負債（オフバランスを含む）の価値や、そこから生み出される収益が変動し損失を被るリスクをいいます。</p> <p>当行では、VaRを用いて、市場リスク量を把握・管理し、自己資本をベースに割り当てられたリスク限度額をリミットとして設けることにより、リスク量を一定の範囲内に抑えるよう運営しています。</p> <p>さらに、市場はときに予想を超えた変動を起こすことがあるため、通常では考えられないような市場の大きな変動を想定したストレステストを定期的の実施し、不測の事態に備えています。</p>
<p>流動性リスク</p>	<p>流動性リスクとは、運用と調達の間隔のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、決済に必要な資金調達に支障を来したり、通常より著しく高い金利での調達を余儀なくされるリスクをいいます。</p> <p>さらに、緊急時に備えて組織体制や対応策などをまとめたコンティンジェンシープランを策定しています。</p>
<p>オペレーショナル・リスク</p>	<p>オペレーショナル・リスクとは、銀行の業務の過程、役職員等の活動、もしくはシステムが不適切であること、または外生的な事象により損失が発生するリスクをいいます。</p> <p>当行では、オペレーショナル・リスクを、事務リスク、システムリスク、コンプライアンス・リスク、イベントリスク、人的リスクの5つのリスクカテゴリーに分類しています。</p> <p>オペレーショナル・リスクの管理にあたっては、基本方針等を「オペレーショナル・リスク管理規程」として制定したうえで、各リスク管理主管部署がリスクカテゴリーごとに管理規程を定め、態勢を整備しています。</p> <p>また、オペレーショナル・リスクに起因する損失データの収集に努めているほか、オペレーショナル・リスク管理の実効性をより高めるため、リスク管理のPDCAサイクルの確立に努めています。</p>

サイバーセキュリティへの対応

当行・グループ会社が直面するさまざまなサイバーセキュリティ事案（サイバー攻撃、不正アクセス、コンピュータウイルス感染等）の脅威に対し、保有する情報資産に対するリスクの規模・特性に応じた適切なサイバーセキュリティ・リスク管理を実施しています。

具体的には、システムリスク管理部署を事務局として関連部署で組織されたCSIRT（コンピュータ・セキュリティ・インシデント・レスポンス・チーム）を設置し、管理体制の整備や被害拡大の防止に取り組んでいます。

緊急事態発生時の対応

不測の緊急事態の発生に対しては、危機管理基本規程を定め、グループ会社を含めた危機管理対応ができる態勢を整備しています。

具体的には、風水害・火災・地震等の自然災害、強盗・襲撃・事故等の人的災害およびその他の緊急事態発生時における、本部・営業店・役職員の行動の基準と対応策を定め、お客様の安全確保を最優先し、また人的・物的被害の軽減により営業の確保および社会貢献に努めることとしています。